宝塚市指定管理者制度運用方針

令和5年(2023年)4月

宝塚市

1 はじめに

平成 15 年 (2003 年) 9 月の地方自治法の改正施行に伴い、公の施設の管理について、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として指定管理者制度が導入された。

これを受け、本市では平成 16 年度 (2004 年度) に宝塚市指定管理者制度導入の対応方針 (平成 16 年 (2004 年) 9 月 27 日都市経営会議決定) 及び管理委託を行っている公の施設等 における指定管理者制度の導入対応について (平成 17 年 (2005 年) 4 月 11 日都市経営会議 決定)を策定し、公の施設の管理運営を順次指定管理者に移行した。

これまでの指定管理者制度の実績等を踏まえ、指定管理者制度をより効果的かつ効率的に機能させ、制度本来の趣旨が達成できるよう、対応方針等を見直し、「宝塚市指定管理者制度運用方針」(平成22年(2010年)5月10日都市経営会議決定。以下「運用方針」という。)を以下のとおり定める。

2 指定管理者制度への本市の対応について

(1) 基本的な考え方

公の施設への指定管理者制度の導入に当たっては、単なる施設管理形態の変更ではなく、 施設の設置目的等に照らし、当該施設が行う行政サービスの必要性や達成状況、執行方法 の効率性等、施設のあり方そのものについて抜本的な検証を行う。

この検証に当たっては、「宝塚市行財政運営に関する指針」等と整合を図るとともに、「公 共施設マネジメント基本方針」等に基づき、施設の廃止、統合、民営化及び指定管理者制 度導入の採否を検討する。

(2) 公募・非公募の取扱い

指定管理者の選定に当たっては公募を原則とするが、次に掲げる場合は、非公募とする ことができるものとする。

ア 地域に密着した公の施設で、地域の団体による管理が市民サービスの提供に有利である場合

- イ 施設の管理運営に当たり、当該指定管理者の長期継続的な事業運営や人材育成、ノウハウの蓄積等を特に必要とし、指定管理者の変更になじまない場合
- ウ 緊急に指定管理者を指定する必要があり、公募を行う時間がない場合
- エ 公募による応募がない場合
- オ その他、公募を行わない合理的な理由がある場合

(3) 目標による管理

ア 目標管理の実施

指定管理者の適正な選定と、客観的かつ公正な評価を行い、施設に求められるサービス水準を維持向上させるため、目標の設定と評価による目標管理を行う。

イ 数値目標

目標による管理を行うためには、目標の達成度を客観的に確認するための定量的指標の設定が有効である。したがって、定量的指標の設定が困難な場合を除いて、目標管理においては数値目標の設定を原則とする。

ウ 評価指標の設定

指標には、「活動により投入された資源量(職員数、経費など)を表すインプット指標」、「インプットの投入により創出された活動の状況などを表すアウトプット指標(イベント実施回数、来館者数など)」、「アウトプットがもたらす成果を表すアウトカム指標(利用者数、普及率、稼働率、収入額など)」があるが、指標は原則としてアウトカム指標を採用する。ただし、アウトカム指標の設定が困難な場合は、アウトプット指標やインプ